

鈴鹿市交通安全計画(案)(令和3年度～令和7年度)の概要

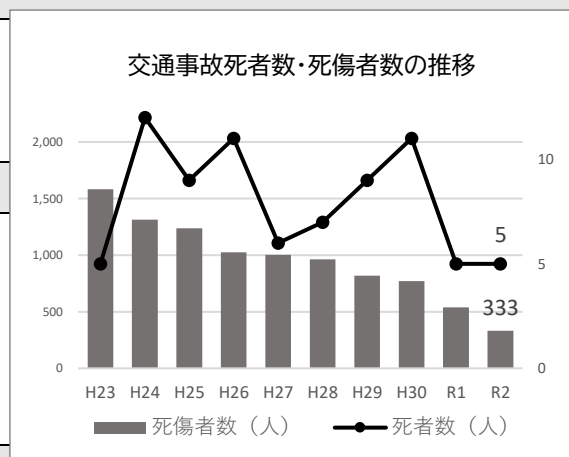
第1章 計画の基本的な考え方

- ・趣旨：交通事故のない安全・安心な社会の実現をめざして、今後推進すべき施策を定める。
- ・策定根拠：交通安全対策基本法第26条第1項
- ・策定主体：鈴鹿市交通安全対策会議
- ・計画期間：5年間（令和3年度～令和7年度）

第2章 交通事故の推移と現状

1 交通事故死者数等の推移

- ・死者数：2020（令和2）年は過去最少の5人
- ・死傷者数：過去10年間減少を続けており、2020（令和2）年には333人に減少



2 交通死亡事故の特徴

- ・死者数に占める高齢者割合は増加傾向
- ・高齢者の交通事故死者数のうち歩行中・自転車乗用中が7割超
- ・自動車乗車中の交通事故死者数のうちシートベルト非着用が4割超

3 交通を取り巻く状況の展望

- ・高齢化の進展やコロナ禍の影響に留意
- ・中勢バイパスの全線開通による交通環境の改善に期待

第3章 本計画の目標

成果指標	令和2年実績値	目標値	備考
交通事故死者数	5人	4人以下	前計画の目標値を継続
交通事故重傷者数	47人	39人以下	交通事故死傷者数から変更
交通事故件数	5,345件	4,800件以下	独自の成果指標を追加

第4章 重点課題・重視すべき事項

1 交通事故による被害を減らすために重点的に取り組む課題

1 子ども及び高齢者の安全確保

次代を担う子どもの安全確保／高齢者を加害者にも被害者にもさせないための対策

2 歩行者及び自転車利用者の安全確保

自動車運転者と歩行者双方への啓発／自転車点検・整備及びヘルメット着用に関する啓発／自転車保険への加入促進／交通安全教育の推進

3 生活道路における安全確保

道路交通環境の整備や適切な交通指導取締り等／自動車の生活道路への流入抑制

2 交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項

1 先端技術の活用推進

先端技術の活用により交通事故の更なる減少が期待される

2 地域が一体となった交通安全施策の推進

行政と市民、事業者等が協働して地域特有の課題解決に取り組んでいくことが重要

第5章 今後推進すべき施策

1 道路交通環境の整備

- 1 生活道路や通学路等における交通安全の確保（車両速度抑制やグリーン帯の設置など）
- 2 交通安全施設整備の推進（道路反射鏡や防護柵等の設置, 区画線の整備など）
- 3 高齢者等の移動手段の確保（「鈴鹿市地域公共交通計画」への位置付けなど）
- 4 自転車利用環境の保持（自転車等の放置防止）
- 5 災害に備えた道路交通環境の整備（緊急輸送道路上の橋梁の耐震対策など）
- 6 駐車対策の推進（違法駐車防止の啓発活動など）

2 交通安全思想の普及徹底

- 1 交通安全教育の推進（幅広い世代に対する参加・体験・実践型の交通安全教室など）
- 2 交通安全に関する普及啓発活動の推進（横断歩行者の安全確保など）

3 安全運転の確保

- ・運転者教育や安全運転管理者による指導
- ・運転免許証自主返納制度に関する周知
- ・運転経歴証明書交付手数料の助成事業 など

4 車両の安全性の確保

- ・先進安全技術に関する広報啓発の推進
- ・自転車定期点検整備の重要性に関する周知 など

5 道路交通秩序の維持

- ・交通事故実態に即した交通指導取締り
- ・あおり運転や運転中のスマホ使用の危険性に関する広報啓発 など

6 救急救助活動の充実

- ・救急医療機関と消防機関等の相互協力関係推進
- ・救急救命士, 救急隊員等による救急医療, 応急処置等の実施体制強化 など

7 被害者支援の充実と推進

- 1 自転車損害賠償責任保険等への加入促進
- 2 自動車損害賠償保障制度に関する啓発 など

8 調査研究の充実

- ・交通事故要因の調査研究